

第二種特定鳥獣管理計画(案)の改訂事項

資料2-5

頁	項目	改訂事項	改訂内容		
			新	旧	備考
イノシシ					
1	1 計画策定の目的及び背景 (1)計画の背景	文章修正	一方では、生息数を直接観察できないことから、野生鳥獣の管理をする上では自然界での様々な不確実性の要因が存在することを考慮する必要がある。	この主な要因として、生息数を直接観察できないこと、野生鳥獣の管理をする上では自然界での様々な不確実性の要因が存在することにある。	検討会意見
2	1 計画策定の目的及び背景 (2)計画の目的	文章修正、追加	鳥獣保護管理法に基づき、現時点の知見をもとに従前の特定計画を見直し、新たな特定計画を策定し、イノシシの地域個体群の長期にわたる安定的な維持を前提としつつ、農業被害等の未然防止又は減少等を積極的に図ることにより、人とイノシシの適切な関係を構築する。 このため、近年の急速な生息数の増加や分布域の拡大、被害増加の懸念に対処する積極的な捕獲等を進め、生息数・生息密度を減少させることとする。	鳥獣保護管理法に基づき、現時点の知見をもとに従前の特定計画を見直し、新たな特定計画を策定し、イノシシの地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図りつつ、農業被害等の未然防止又は減少を図ることにより、人とイノシシの適切な関係を構築する。	検討会意見
13	6 管理目標 (2)目標を達成するための施策の基本的な考え方 イ エリア管理	語句修正、削除	このため対象区域を地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図りつつ、農業被害等の減少を図る重点管理エリア、分布域の縮減に重点を置く拡大防止エリア、……	このため対象区域を地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図りつつ、農業被害等の減少を図る重点管理エリア(高密度エリア)、分布域の縮減に重点を置く管理エリア(中密度エリア)、……	検討会意見 (※以下、同一語句の改訂は記載を省略した。)
13	6 管理目標 (2)目標を達成するための施策の基本的な考え方 イ エリア管理	文章修正	……、近年まで生息していなかった田原市を対象とした根絶エリアの3種類に区分し、	……、田原市の人為に導入された個体を対象とした根絶エリアの3種類に区分し、……	利害関係者意見
13	6 管理目標 (2)目標を達成するための施策の基本的な考え方 イ エリア管理 表6	表の修正	「エリアの目標」の内、根絶エリア <u>移入個体の根絶</u>	「エリアの目標」の内、根絶エリア <u>人為に導入された個体の根絶</u>	利害関係者意見
14	6 管理目標 (2)目標を達成するための施策の基本的な考え方 イ エリア管理	文章修正	根絶エリアの田原市は、近年までイノシシが生息していなかった地域であったが、農業被害が報告されるようになったことが知られている。そのため、当該エリアでは根絶を目指す。	根絶エリアの田原市は、近年までイノシシが生息していなかった地域であり、人為的に導入された結果、農業被害が報告されるようになったことが知られている。そのため、当該エリアでは根絶を目指す。	利害関係者意見
15	7 目標を達成するための対策 (1)個体調整等による捕獲 ア 捕獲目標数の設定	文章追加	近年の捕獲数や捕獲の担い手の現状等を考慮しつつも、当面の間、捕獲数は1万頭程度を目安に、毎年度、市町村実施計画の中で、目撃効率、捕獲効率、農業被害等の状況を踏まえ、積極的な被害防止に向けた目標数を設定する。	近年の捕獲数や捕獲の担い手の現状等を考慮しつつも、当面の間、捕獲数は1万頭程度を目安に、毎年度、市町村実施計画の中で、目撃効率、捕獲効率、農業被害等の状況を踏まえた目標数を設定する。	検討会意見
15	7 目標を達成するための対策 (1)個体調整等による捕獲 イ 捕獲の実施	文章追加	また、イノシシは性成熟が早く、多産であるためメスの成獣の捕獲を進める。成獣(メス)を含む群れを捕獲するには、箱わなや愛知式かこいわなの活用が有効である。	また、イノシシは性成熟が早く、多産であるためメスの成獣の捕獲を進める。	利害関係者意見
22	10 その他管理のために必要な事項 (3)住宅地等における獣の侵入及びその抑制に関する注意事項	文章削除	このため、まずは住宅地等への侵入を防止し、人と獣との生活圏を分離する生息地環境の整備などの対策を行うとともに、出没する場合は、次の対策を行う。 ・突発的な出没には、生息情報を収集する。 状況に応じて、捕獲による個体数のコントロールや移動ルートの遮断を行う。 ・住宅地等の環境に慣れた個体の出没には、捕獲による個体数のコントロールや移動ルートの遮断を行う。	このため、まずは住宅地等への侵入を防止し、人と獣との生活圏を分離する生息地環境の整備などの対策を行うとともに、出没する場合は、次の対策を行う。 ・突発的な出没には、生息情報を収集する。 状況に応じて、捕獲による個体数のコントロールや移動ルートの遮断を行う。 ・住宅地等の環境に慣れた個体の出没には、捕獲による個体数のコントロールや移動ルートの遮断を行う。 ・人慣れた特定の個体が出没する場合には、人慣れ個体の除去及び周辺の森林地帯での捕獲による個体数のコントロールの強化を実施する。 また、麻酔銃を使用した捕獲を行う場合には、捕獲の安全性や迅速性を比較・検討し、麻酔銃猟によることが適切と判断される場合に実施することとし、鳥獣保護管理法第38条の2の許可を受ける。さらに、周辺住民等に周知を図るとともに、一般的な銃猟よりも安全性を高め、危害の防止が十分確保されている場合に実施する。	検討会意見
資 15	11 鳥獣害特別措置法に基づく被害防止計画の策定状況 表9	表の修正	「市町村名」及び「被害額及び被害の軽減目標(千円)」  春日井市 現状値:2(ha) 目標値:1.4(ha)	「市町村名」及び「被害額及び被害の軽減目標(千円)」  小牧市 現状値:200(ha) 目標値:140(ha)	利害関係者意見

第二種特定鳥獣管理計画(案)の改訂事項

資料2-5

頁	項目	改訂事項	改訂内容		
			新	旧	備考
ニホンザル					
1	1 計画策定の目的及び背景 (1)計画の背景	文章修正	一方では、生息数を直接観察できないことから、野生鳥獣の管理をする上では自然界での様々な不確実性の要因が存在することを考慮する必要がある。	この主な要因として、生息数を直接観察できないこと、野生鳥獣の管理をする上では自然界での様々な不確実性の要因が存在することにある。	検討会意見
2	1 計画策定の目的及び背景 (2)計画の目的	文章修正、追加	鳥獣保護管理法に基づき、現時点の知見をもとに従前の特定計画を見直し、新たな特定計画を策定し、計画対象区域に生息するニホンザルの長期にわたる安定的な維持を前提としつつ、農業被害等の未然防止又は減少等を積極的に図ることにより、人とニホンザルの適切な関係を構築する。 このため、被害増加の懸念に対処する積極的な加害個体及び加害群の除去を進めることとする。	鳥獣保護管理法に基づき、現時点の知見をもとに従前の特定計画を見直し、新たな特定計画を策定し、計画対象区域に生息するニホンザルの長期にわたる安定的な維持を図りつつ、農業被害等の未然防止又は減少を図ることにより、人とニホンザルの適切な関係を構築する。 このため、近年の急速な生息数の増加や分布域の拡大、被害増加の懸念に対処する積極的な捕獲等を進め、生息数・生息密度を減少しつつ、地域個体群の健全な維持を図ることとする。	検討会意見
13	6 管理目標 (2)目標を達成するための施策の基本的な考え方 イ エリア管理	語句修正、削除	これを基に計画対象区域に生息するニホンザルの長期にわたる安定的な維持を図りつつ、農業被害等の減少を図る重点管理エリア、分布域の縮減に重点を置く拡大防止エリアの2種類に区分し、ニホンザルの加害レベルの評価を参考にしつつ、有効な施策を推進する。	これを基に計画対象区域に生息するニホンザルの長期にわたる安定的な維持を図りつつ、農業被害等の減少を図る重点管理エリア(高密度エリア)、分布域の縮減に重点を置く管理エリア(中密度エリア)の2種類に区分し、ニホンザルの加害レベルの評価を参考にしつつ、有効な施策を推進する。	検討会意見 (※以下、同一語句の改訂は記載を省略した。)
16	7 目標を達成するための対策 (1)個体調整等による捕獲 ア 捕獲目標数の設定	文章修正、追加	農業等への加害群を中心に選択的に排除することを基本とする。近年の捕獲数や捕獲の担い手の現状等を考慮しつつも、当面の間、捕獲数は、毎年度、市町村実施計画の中で、目撃効率、捕獲効率、農業被害等の状況を踏まえ、積極的な被害防止に向けた目標数を設定する。	農業等への加害群を中心に選択的に排除することを基本とし、近年の捕獲数や捕獲の担い手の現状等を考慮しつつも、当面の間、捕獲数は、毎年度、市町村実施計画の中で、目撃効率、捕獲効率、農業被害等の状況を踏まえた目標数を設定する。	検討会意見
19	7 目標を達成するための対策 (4)モニタリングの実施 表10	表の修正	「調査・分析項目」の内、生息状況・捕獲実績(有害駆除)と加害群の調査の「内容・方法等」 加害群の調査: 農業被害及び加害群の分布をマップとして作成	「調査分析項目」の内、生息状況・捕獲実績(有害駆除)と加害群の調査の「内容・方法等」 加害群の調査: 加害群の分布(有害駆除、農業被害)をマップ(5kmメッシュ)として作成	検討会意見
23	9 計画の評価	文章修正、追加	生息状況、被害状況及び防除対策の各モニタリングの評価・検討は、次のとおり行う。 ・捕獲実績のデータをマップ(5kmメッシュ)に集約する。 ・農業被害及び加害群の分布等をマップに集約する。 ・防除対策の効果等を評価する。 ・課題及び改善点等を抽出し、その対応策について検討を行う。	生息状況、被害状況及び防除対策の各モニタリングの評価・検討は、次のとおり行う。 ・各種モニタリングデータをマップ(5kmメッシュ)に集約する。 ・防除対策の効果等を評価する。 ・課題及び改善点等を抽出し、その対応策について検討を行う。	検討会意見
ニホンジカ					
1	1 計画策定の目的及び背景 (1)計画の背景	文章修正	一方では、生息数を直接観察できないことから、野生鳥獣の管理をする上では自然界での様々な不確実性の要因が存在することを考慮する必要がある。	この主な要因として、生息数を直接観察できないこと、野生鳥獣の管理をする上では自然界での様々な不確実性の要因が存在することにある。	検討会意見
2	1 計画策定の目的及び背景 (2)計画の目的	文章修正、追加	鳥獣保護管理法に基づき、現時点の知見をもとに従前の特定計画を見直し、新たな特定計画を策定し、ニホンジカの地域個体群の長期にわたる安定的な維持を前提としつつ、農林業被害等の未然防止又は減少等を積極的に図ることにより、人とニホンジカの適切な関係を構築する。 このため、近年の急速な生息数の増加や分布域の拡大、被害増加の懸念に対処するため、統計的な手法を用いて把握した生息状況を踏まえて、効果的かつ積極的な捕獲等を進め、生息数・生息密度を減少させることとする。	鳥獣保護管理法に基づき、現時点の知見をもとに従前の特定計画を見直し、新たな特定計画を策定し、ニホンジカの地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図りつつ、農林業被害等の未然防止又は減少を図ることにより、人とニホンジカの適切な関係を構築する。 このため、近年の急速な生息数の増加や分布域の拡大、被害増加の懸念に対処する積極的な捕獲等を進め、生息数・生息密度を減少しつつ、地域個体群の健全な維持を図ることとする。	検討会意見
11	5 ニホンジカをめぐる状況及び第3期計画までの評価 (2)現状及び課題 イ 被害	文章修正	過去15年間の林業被害(実損面積)は、表9及び図7に示すとおりで、平成18年度より大幅な増加傾向にあり、特に平成23～25年度にかけての被害面積は30ha以上となっている。 近年、被害が減少しているのは、人工造林面積が減少しているためであり、新植した林業苗木の被害は壊滅的で深刻な問題となっている。	過去15年間の林業被害(実損面積)は、表9及び図7に示すとおりで、平成18年度より大幅な増加傾向にあり、特に平成23～25年度にかけての被害面積は30ha以上となっているが、最近2年間は10ha程度となっている。	検討会意見

第二種特定鳥獣管理計画(案)の改訂事項

資料2-5

頁	項目	改訂事項	改訂内容		
			新	旧	備考
15	6 管理目標 (2)目標を達成するための施策の基本的な考え方 イ エリア管理	語句修正、削除	このため対象区域を地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図りつつ、農林業被害等の減少を図る重点管理エリア、分布域の縮減に重点を置く拡大防止エリアの2種類に区分し、各エリアの目標に応じた施策を推進する。	このため対象区域を地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図りつつ、農林業被害等の減少を図る重点管理エリア(高密度エリア)、分布域の縮減に重点を置く管理エリア(中密度エリア)の2種類に区分し、各エリアの目標に応じた施策を推進する。	検討会意見 (※以下、同一語句の改訂は記載を省略した。)
15	6 管理目標 (2)目標を達成するための施策の基本的な考え方 イ エリア管理 表11	表修正	「管理内容」の内、「個体数調整」 ・農業被害金額の大きいエリアと林業の新植地及びその周辺エリアで捕獲を重点化。	「管理内容」の内、「個体数調整」 ・農業被害金額の大きいエリアで捕獲を重点化。	利害関係者意見
26	10 その他管理のために必要な事項 (3)住宅地等における獣の侵入及びその抑制に関する注意事項	文章削除	このため、まずは住宅地等への侵入を防止し、人と獣との生活圏を分離する生息地環境の整備などの対策を行うとともに、出没する場合は、次の対策を行う。 ・突発的な出没には、生息情報を収集する。状況に応じて、捕獲による個体数のコントロールや移動ルートの遮断を行う。 ・住宅地等の環境に慣れた個体の出没には、捕獲による個体数のコントロールや移動ルートの遮断を行う。	このため、まずは住宅地等への侵入を防止し、人と獣との生活圏を分離する生息地環境の整備などの対策を行うとともに、出没する場合は、次の対策を行う。 ・突発的な出没には、生息情報を収集する。状況に応じて、捕獲による個体数のコントロールや移動ルートの遮断を行う。 ・住宅地等の環境に慣れた個体の出没には、捕獲による個体数のコントロールや移動ルートの遮断を行う。 ・人慣れた特定の個体が出没する場合には、人慣れ個体の除去及び周辺の森林地帯での捕獲による個体数のコントロールの強化を実施する。 また、麻酔銃を使用した捕獲を行う場合には、捕獲の安全性や迅速性を比較・検討し、麻酔銃猟によることが適切と判断される場合に実施することとし、鳥獣保護管理法第38条の2の許可を受ける。さらに、周辺住民等に周知を図るとともに、一般的な銃猟よりも安全性を高め、危害の防止が十分確保されている場合に実施する。	検討会意見
資6	4 土地利用状況(農林業の状況)	文章修正、追加	また、新植した林業苗木の被害は壊滅的で深刻な問題となっている。このため、鳥獣害の発生が農林家の経営意欲を減衰させ、耕作放棄地の発生につながる悪循環や森林環境を維持保続する循環型林業の妨げとなっている。	さらに鳥獣害の発生が農家の耕作意欲を減衰させ、耕作放棄地の発生につながる悪循環となっている。	利害関係者意見
資6	4 土地利用状況(農林業の状況)	文章追加	また、農業従事者の高齢化及び中山間地域の過疎化等により、今後、中山間地域を中心に一層の耕作放棄地の増加及び再造林の放棄が懸念される。	また、農業従事者の高齢化及び中山間地域の過疎化等により、今後、中山間地域を中心に一層の耕作放棄地の増加が懸念される。	検討会意見
カモシカ					
2	1 計画策定の目的及び背景 (1)計画の背景	文章修正	平成27年度の林業被害が、平成19年度の約23haから約2haと大幅に減少しているのは、人工造林面積が減少しているためであり、新植した林業苗木の被害は壊滅的で深刻な問題となっている。	しかし、平成27年度の林業被害は約2haと平成19年の約23haから大幅に減少しているものの、依然として被害がみられ、ニホンカモシカの生息数も増加傾向にあることから、今後、林業被害が増加するおそれがある。	検討会意見
2	1 計画策定の目的及び背景 (1)計画の背景	文章修正	一方では、生息数を直接観察できないことから、野生鳥獣の管理をする上では自然界での様々な不確実性の要因が存在することを考慮する必要がある。	この主な要因として、生息数を直接観察できないこと、野生鳥獣の管理をする上では自然界での様々な不確実性の要因が存在することにある。	検討会意見
2	1 計画策定の目的及び背景 (2)計画の目的	文章修正、追加	鳥獣保護管理法に基づき、現時点の知見をもとに従前の特定計画を見直し、新たな特定計画を策定し、ニホンカモシカの地域個体群の長期にわたる安定的な維持を前提としつつ、農林業被害等の未然防止又は減少等を積極的に図ることにより、人とニホンカモシカの適切な関係を構築する。 このため、ニホンカモシカが文化財保護法に基づく特別天然記念物であることを考慮しつつ、被害個体及びそのおそれのある個体の除去を進めることとする。	鳥獣保護管理法に基づき、現時点の知見をもとに従前の特定計画を見直し、新たな特定計画を策定し、ニホンカモシカの地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図りつつ、農林業被害等の未然防止又は減少を図ることにより、人とニホンカモシカの適切な関係を構築する。 このため、ニホンカモシカが文化財保護法に基づく特別天然記念物であることを考慮しつつ、被害個体及びそのおそれのある個体を除去しつつ、地域個体群の健全な維持を図ることとする。	検討会意見

第二種特定鳥獣管理計画(案)の改訂事項

資料2-5

頁	項目	改訂事項	改訂内容		
			新	旧	備考
11	5 カモシカをめぐる状況及び第4期計画までの評価 (2) 現状及び課題 ② 農業被害の状況	文章追加	被害金額は、平成19年度から平成22年度までは10万円未満であったが、平成23年度以降は、50万円から120万円程度となっている。 <u>分布域が広がっていることから、今後さらに増加する可能性がある。</u>	被害金額は、平成19年度から平成22年度までは10万円未満であったが、平成23年度以降は、50万円から120万円程度となっている。	検討会意見
12	5 カモシカをめぐる状況及び第4期計画までの評価 (2) 現状及び課題 ② 林業被害の状況	文章修正	過去15年間の林業被害(実損面積)は、表6及び図9に示すとおりである。 <u>被害が平成19年度をピークに減少傾向にあるのは、人工造林面積が減少したためであり、新植した林業苗木の被害は壊滅的で深刻な問題となっている。</u>	過去15年間の林業被害(実損面積)は、表6及び図9に示すとおりで、 <u>平成19年度をピークに減少傾向にあり、平成27年度には2haとピーク時の1/10以下となっている。</u>	検討会意見
13	5 カモシカをめぐる状況及び第4期計画までの評価 (2) 現状及び課題 ② カモシカの分布域の拡大	文章削除	なお、年間の捕獲頭数は、第1期計画(平成12～13年度)の約80頭から第4期計画(平成24～27年度)の約35頭と減少しているが、推定生息数は、第1期計画策定当時と比較して、旧北設楽郡では横ばい(約1,000頭)、旧北設楽郡周辺の市町で約300頭から約900頭に増加傾向にある。	なお、年間の捕獲頭数は、第1期計画(平成12～13年度)の約80頭から第4期計画(平成24～27年度)の約35頭と減少しているが、推定生息数は、第1期計画策定当時と比較して、旧北設楽郡では横ばい(約1,000頭)、旧北設楽郡周辺の市町で約300頭から約900頭に増加傾向にある。 <u>ただし、林業被害は減少傾向にある。</u>	検討会意見
24	9 計画の評価 (2) 住宅地等における獣の侵入及びその抑制に関する注意事項	文章修正、削除	このため、まずは住宅地等への侵入を防止し、人と獣との生活圏を分離する生息地環境の整備などの対策を行うとともに、出没する場合は、次の対策を行う。 ・突発的な出没には、生息情報を収集し、 <u>状況に応じて移動ルートの遮断を行う。</u>	このため、まずは住宅地等への侵入を防止し、人と獣との生活圏を分離する生息地環境の整備などの対策を行うとともに、出没する場合は、次の対策を行う。 ・突発的な出没には、生息情報を収集する。 <u>状況に応じて、捕獲による個体数のコントロールや移動ルートの遮断を行う。</u> ・住宅地等の環境に慣れた個体の出没には、 <u>捕獲による個体数のコントロールや移動ルートの遮断を行う。</u> ・人慣れした特定の個体が出没する場合には、 <u>人慣れ個体の除去及び周辺の森林地帯での捕獲による個体数のコントロールの強化を実施する。</u>	検討会意見
共通					
1	—	本編と資料編の関連付け	本編中の文書に関連する資料編の参照先を明記した。	—	検討会意見